

碧南市景観計画

素案

- ・この素案は現時点の事務局案であり、今後の検討に応じて内容を見直していきます。
- ・議題である第3章のみ抜粋しております。

平成 23 年 11 月
碧南市

<目 次>

はじめに

序 章 1

- 1 碧南市における景観計画
 - (1) 景観計画策定の背景と目的
 - (2) 景観計画の役割
- 2 景観計画の位置づけ
 - (1) 景観計画の位置づけ
 - (2) 景観計画と各種法制度との連携
 - (3) 景観計画と条例の関係
 - (4) 計画期間と見直し
- 3 景観計画の構成

第1章 景観計画区域の設定

第2章 良好な景観の形成に関する方針

- 1 景色づくりの基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 景色の将来像と基本目標
 - (3) 本市における景色の特性
 - (4) 景色資源の抽出の考え方
- 2 地域区分別の景色づくりの基本方針
 - 基本軸
 - (1) 旧海岸線基本軸
 - (2) 旧衣ヶ浦海岸基本軸
 - (3) 旧堤防基本軸
 - (4) 矢作川基本軸
 - (5) 蜷川基本軸
 - (6) 新川基本軸
 - (7) 堀川基本軸
 - (8) 旧名鉄三河線基本軸
 - 面的要素
 - (1) 油ヶ淵ゾーン
 - (2) 集落ゾーン
 - (3) 近代開拓ゾーン
 - (4) 新市街地ゾーン
 - (5) 臨海ゾーン
 - (6) 田園ゾーン
 - (7) 新田開発ゾーン

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

- 1 届出対象行為**
- 2 景観形成基準**

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 1 景観重要建造物の指定の方針**
- 2 景観重要樹木の指定の方針**

第5章 良好な景観の形成のために必要な事項（選択事項）

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項**
- 2 景観重要公共施設の整備に関する事項**
- 3 景観重要公共施設の占用等の許可基準**
- 4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項**

第6章 景色づくりの推進に向けて

注) 今回の検討内容

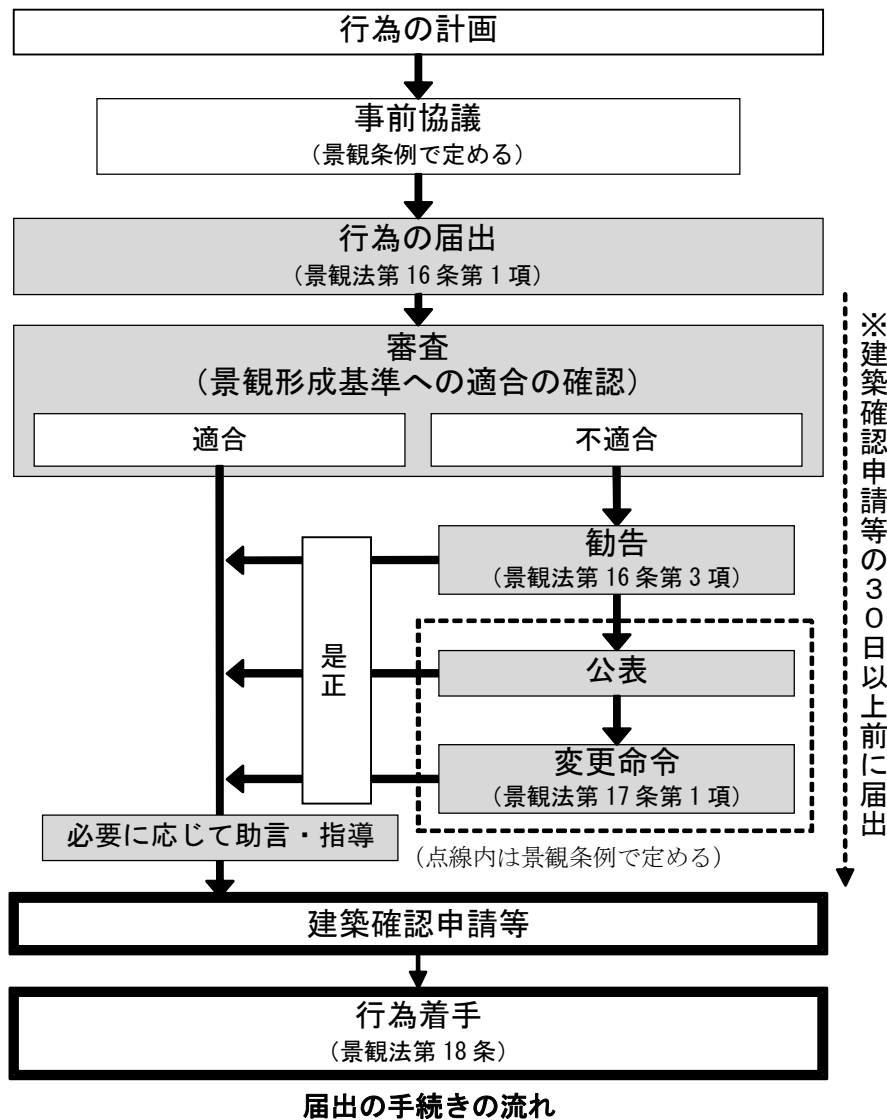
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

第2章に示した良好な景観の形成を推進するために、景観法に基づき、「良好な景観の形成のための行為の制限」について、「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などは、周囲の景色に大きな影響を及ぼす恐れがあります。そのため、「届出対象行為」に該当する行為を行う場合は、「景観形成基準」への適合を審査するため、着手の前に以下に示す届出の手続きが必要になります。

また、景観法第16条第5項より、国の機関又は地方公共団体が行う行為の場合は、届出は必要とせず、景観行政団体の長への通知が必要になります。

なお、届出対象行為に該当しない小規模な建築行為などに対しては、「良好な景観の形成に関する方針」の適合に努力する目標について、別途「(仮称) 碧南市景観ガイドライン」を定めます。



1 届出対象行為

参考：補足資料 p.3～p.9

(1) 建築物

建築物の届出対象行為の種類と規模は、次に掲げるものです。

届出対象行為の種類	届出対象行為の規模	
	右記以外の地域区分	臨海ゾーン
建築物の新築、増築※（注1）、改築※若しくは移転※、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（注2）	次のいずれかに該当するもの ・高さ（注3）が10mを超えるもの ・建築面積が500㎡を超えるもの	次のいずれかに該当するもの ・高さ（注3）が15mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの

（注1）増築を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模に該当し、かつ、増築面積が10㎡を超える場合は、届出対象行為となります。

（注2）各欄に定める規模に該当する建築物について、主要構造部の一種以上について過半の修繕若しくは模様替を行う、又は外壁の一面の色彩について過半の変更をする場合は、届出対象行為となります。

（注3）高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

(2) 工作物

参考：補足資料 p.3～p.5、p.10～13

工作物の届出対象行為の種類と規模は、次に掲げるものです。

届出対象行為の種類	工作物の種類	届出対象行為の規模
工作物の新設、増築※、改築※若しくは移転※、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの	高さ（注1）が10mを超えるもの
	②アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（ただし、架空線路用を除く）	
	③遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの	
	④擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの	高さ（注1）が2mを超え、かつ、長さが10mを超えるもの
	⑤垣、さく、塀、門その他これらに類するもの	
	⑥製造施設、貯水施設、排水施設、電気等の供給施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの ・高さ（注1）が10mを超えるもの ・築造面積※が500㎡を超えるもの
	⑦自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これらに類するもの	
	⑧高架鉄道、高架道路その他これらに類するもの	高さ（注1）が5mを超えるもの
	⑨橋梁、歩道橋その他これらに類するもの	次のいずれかに該当するもの ・幅員が4mを超えるもの ・長さが10mを超えるもの
	⑩①から⑨に掲げる工作物のうち、建築物又は①から⑨に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるもの（注2）

（注1）高さは地盤面から最高部までの高さをいいます。

（注2）建築物の屋上に設置する工作物の高さは、建築物の屋上から最高部までの高さをいいます。また、工作物の水平投影面積の合計が、それぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以内で、かつ、工作物の高さが5m以下の場合は、当該建築物の高さに算定しません。

(3) 開発行為

参考：補足資料 p. 3～p. 5、p. 14～15

開発行為の届出対象行為の種類と規模は、次に掲げるものです。

届出対象行為の種類	届出対象行為の規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 その他政令で定める行為	行為に係る土地の面積が 500 m ² 以上のもの

<抜粋>

都市計画法第4条第12項

この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

(4) 届出の適用除外等

景観法第 16 条第 7 項により、届出及び通知を不要とする行為が定められています。

適用除外行為
①通常の管理行為、軽易な行為等（景観法施行令第 8 条） ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 ・ 仮設の工作物の建設等 ・ 次に掲げる木竹の伐採 イ．除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ロ．枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ハ．自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ニ．仮植した木竹の伐採 ホ．測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
②非常災害のため必要な行為等
③景観重要建造物について第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為
④景観計画に景観法第 8 条第 2 項第 5 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
⑤景観重要公共施設について許可を受けて行う行為
⑦国立公園又は国定公園の区域内において許可を受けて行う行為
⑥景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内において許可を受けて行う行為
⑧景観地区内で行う建築物の建築等
⑨景観地区内で行う工作物の新設等
⑩地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の建築等
⑪その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

2 景観形成基準

参考：補足資料 p. 4

前項で定めた届出対象行為については、第2章の「良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、次の景観形成基準に適合する必要があります。

なお、この景観形成基準は、「良好な景観の形成に関する方針」を具体化するため、全ての届出対象行為に適用する「共通基準」と、届出対象行為毎に適用する「個別基準」を定めます。

また、届出対象行為に係る建築物などの色彩や形態意匠について、他の法令により規定されている場合は、この限りではありません。

(1) 共通基準

景観形成基準【共通基準】
第2章「良好な景観の形成に関する方針」に示す「地域区分別の景色づくりの基本方針」に従い、良好な景色の保全・創出に努めること。
豊かな自然環境、歴史的景色資源や公共空間に近接する場合は、これらの景色との調和に配慮すること。
届出対象行為の建築物等の配置、規模は、主要な景色資源の眺望を妨げないように配慮すること。

(2) 個別基準

①建築物

参考：補足資料 p.16～p.21

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	できる限り周辺の景色との調和に配慮した高さと配置に努めること。
	できる限り現況の地形を活かす配置に努めること。
	壁面は道路など公共空間と連続したオープンスペースを確保するように、できる限り後退に努めること。
	周辺を農地に囲まれている場合は、自然や農地の広がりやに配慮して、ゆとりある敷地利用に努めること。
	住宅地に隣接する商業施設や工業施設は、できる限り住宅地との間にゆとりの空間を設けること。
色彩	周辺の景色との調和に配慮して、落ち着いた色彩とし、次のマンセル表色系に示す範囲とすること。 ・色相に 0R～10YR を用いる場合は、彩度 6 以下とする。 ・色相に 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4 以下とする。 ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。 アクセントカラーを使用する場合は、見付面積*の 5 分の 1 以下の面積とし、基調となる色彩との調和やバランスに配慮すること。
素材	周辺の景色との調和に配慮して、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景色に溶け込むような素材の使用に努めること。
形態意匠	できる限り周辺の景色との調和に配慮して、屋根、壁面、開口部*などの形態意匠の工夫に努めること。
	幹線道路に面する場合は、通りからの見え方に配慮して、まちなみと調和した魅力ある沿道空間の創出に努めること。
	商業施設は、できる限り賑わいに配慮したデザインに努めること。
建築設備・ 附帯施設	外壁や屋上に取り付ける建築設備は、設置場所を工夫したり、囲いを設けるなど、できる限り目立たないように配慮すること。
	車庫、駐輪場、倉庫、設備機械室などの附帯施設は、建築物と一体となるような色彩やデザインに配慮すること。
	外観を夜間照明で演出する場合は、周辺の環境に配慮して、照明の方法や光源の配置などを工夫すること。
外構	敷地内の門や塀などは、生垣や緑化されたさく又は塀の設置をするなど、できる限り魅力あるまちなみの創出に努めること。
	建築物に附属する駐車場は、生垣の設置や植栽スペースの確保など緑化の工夫や、周辺のまちなみとの調和に努めること。
緑化	敷地内はできる限り地域の植生にあった緑化に努めること。
	幹線道路に面する場合は、街路樹と一体となるようにできる限り道路面の緑化に努めること。
	地域の景色を構成している重要な緑地や樹木は、できる限り保全・活用に努めること。
	商業施設や工業施設は、周辺に与える圧迫感などを軽減するように、できる限り道路面や隣地との境界の緑化に努めること。

②工作物

参考：補足資料 p. 22～p. 23

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	できる限り周辺の景色との調和に配慮した高さと配置に努めること。 できる限り現況の地形や既存の樹木を活かす配置に努めること。
色彩	周辺の景色との調和に配慮して、落ち着いた色彩とし、次のマンセル表色系に示す範囲とすること。 ・色相に 0R～10YR を用いる場合は、彩度 6 以下とする。 ・色相に 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4 以下とする。 ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。 アクセントカラーを使用する場合は、見付面積*の 5 分の 1 以下の面積とし、基調となる色彩との調和やバランスに配慮すること。
素材	周辺の景色との調和に配慮して、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景色に溶け込むような素材の使用に努めること。
形態意匠	工作物の機能を損ねることのない範囲で、できる限り周辺の景色との調和にした形態意匠に努めること。
緑化	周辺からの見え方に配慮して、周囲に与える圧迫感などを軽減するように緑化に努めること。

③開発行為

参考：補足資料 p. 24

項目	景観形成基準【個別基準】
高さ・配置	できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	のり面は、できる限りゆるやかな勾配として、周囲に与える圧迫感などを軽減するように緑化に努めること。 行為地の既存の樹木は、できる限り保存又は移植して、修景に活かすことに努めること。 生物多様性の保全に配慮して、できる限り地域の植生にあった緑化に努めること。

用語一覧

あ行

移転

同一敷地内での移動。別敷地へ移す場合、新築又は増築に該当。

か行

開口部

外壁に設ける窓や扉を指す。

改築

建築物等の全部又は一部を除却するなど、同一用途、同一規模、同一構造で建て直すこと。

河川区域

一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの河川としての役割をもつ土地である。河川区域は、洪水などの災害の発生を防止するために必要な区域であり、河川方が適用される区域である。

感潮河川

河川の水位が、潮の満ち引きの影響を受ける区間がある河川のこと。満潮時には、河川の水位が上昇し、干潮時には下降する区間の河川である。

景観行政団体

景観行政を担う主体のこと。政令市、中核市、都道府県以外の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になる。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることが出来る。

漁港管理条例

漁港漁場整備法及び地方自治法の規定に基づき、県、市が管理する漁港の維持管理について、必要な事項を定めた条例。

切り通し

山や丘など切り開いて、人馬の交通を行

えるようにした道。

主要な区画道路

約 250m 四方の住民のみの利用を対象としている幅員 7 m から 12m の道路。

工業専用地域

都市計画法による用途地域の一つで、工業の業務の利便の増進を図る地域。

高水敷

常に水が流れている低水路より一段高い部分の敷地。平常時は多様な形で利用されているが、大きな洪水時には水に浸かる場所。

公有水面

河・海・湖・沼その他公用に供する水流または水面で、国が所有するもの。

景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、地域の自然、歴史、文化の観点から特徴的な外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要とされる建造物や樹木に対して除却や外観の変更などに規制を行い、保全を図るもの。

さ行

在来種

碧南市の土地に従来生育している固有の植物のこと。

視点場

景色を眺める人の位置（視点）が存在する空間。その空間の状態（快適さ等）によって景色の感じ方も変わる。

浸水被害区域

過去に水害により、浸水の被害を受けたことがある区域のこと。

スカイライン

山や田園、建物などが空を区切って作る輪郭。

心象風景

心の中に思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景。

増築

現に存する建築物の床面積を増加すること。

生物多様性

地球上に生息するあらゆる生物種の多様さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。また、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さのこと。

た行

築造面積

建築基準法に基づき、工作物の水平投影面積。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

築造面積

建築基準法に基づき、工作物の水平投影面積。ただし、国土交通大臣が別に算定方法を定めた工作物については、その算定方法による。

中心市街地

都市における地域の中心となる地区のこと。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種に分けられる。

な行

は行

標高

東京湾の平均海水面からの高さ。

ま行

水と緑のネットワーク

河川や緑地などを、生物多様性の保全を図るために必要な緑地としてつなぎ合わせることに。

見付面積

建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積（建築物を真横から見た姿＝立面積）

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用できる製品や環境などのデザインすること。

ら行

わ行

色彩について

色は、イメージに個人差があり、ひとつの色を正確に表すことが難しくなります。そこで、JIS（日本工業規格）標準色表として採用されている「マンセル表色系」を使用します。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3つの属性の組み合わせで表現します。

「色相」

色相は、色合いを表します。色相は、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5色と、それぞれの間の黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(PR)の5色の中間色相からなる10色相によって色相環を構成し、それをさらに細分化するために0から10までの数値を組み合わせで全体を100分割しています。

<色相：建物としての親しみやすさに寄与>

日本の建築物や工作物等の外装色は、大多数がR、Y、YRの暖色系3色相に属しており、全般的にやや暖かみを感じさせる景観を形成しています。3色相以外の青や緑等の色相を基本とした建物は、見慣れないため、まちなみの中で違和感や冷たさを感じさせる要素となる場合が多いです。

「明度」

明度は、色の明るさを表します。色の明るさの度合いは、完全な黒を0、完全な白を10とし、数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

<明度：遠距離から俯瞰する都市景観の全体像に寄与>

明度の違いは遠方からでも認識し易いため、高所からの眺望景観や丘陵や山地の緑を背景に背負った都市景観、まちなみの外観がおぼろげに感じられるような遠方からの眺望景観の評価において、まちなみや緑との明度対比が重要な要素となります。

「彩度」

彩度は、鮮やかさを表します。色の鮮やかさの度合いは、0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、灰、黒色などの無彩色は0、逆に鮮やかな色ほど数値が大きくなります。数値は知覚的に等間隔で設定されているため、色相によって異なり、赤(R)などは14、青(B)などは8が最大となります。

<彩度：まちなみの秩序形成に寄与>

近距離・中距離の景観に大きな影響を持つため、高彩色は目立ち、低彩度の色彩は景観の背景としての役割を果たします。要素にふさわしい彩度域を選択することで、秩序あるまちなみを形成することができます。

マンセル記号の見方

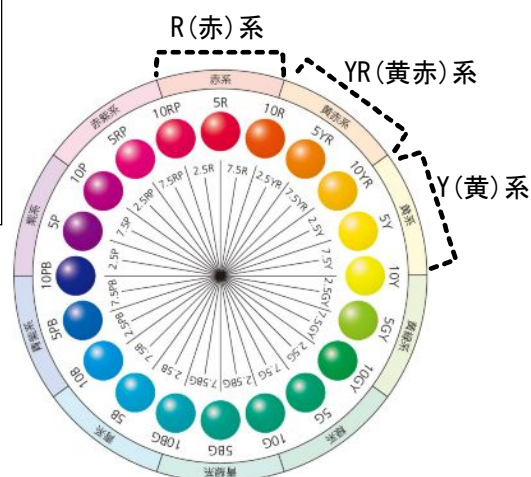
マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表す記号です。「色相、明度／彩度」の順に書き表します。

○有彩色

ごあーる ろく の さん
5 R 6 / 3
色相 明度 彩度

○無彩色

えぬご
N 5



(注) 色は印刷によって実際の色と異なる場合があります。

景観形成基準に示した色彩

※この色表は印刷によって実際の色と異なる場合があります。

景観形成基準に示した「色彩」の範囲を以下に示します。

